別表第六(一)の表の備考２(10)中「控除対象扶養親族の数」」を「控除対象扶養親族等の数」」に、「及び控除対象扶養親族」を「及び源泉控除対象親族」に改め、同表の備考２(17)(ワ)を同表の備考２(17)(カ)に、同表の備考２(17)(ヲ)を同表の備考２(17)(ワ)に、同表の備考２(17)(ン)を同表の備考２(17)(ヲ)に、同表の備考２(17)(ス)中「(ヰ)に」を「(ヌ)に」に改め、同表の備考２(17)(ス)を同表の備考２(17)(ン)に、同表の備考２(17)(セ)中「(ノ)に」を「(ヌ)に」に改め、同表の備考２(17)(セ)を同表の備考２(17)(ス)に、同表の備考２(17)(ソ)中「(ヰ)に」を「(ヌ)に」に改め、同表の備考２(17)(ソ)を同表の備考２(17)(セ)に、同表の備考２(17)(タ)中「控除対象扶養親族」を「源泉控除対象親族」に改め、同表の備考２(17)(ナ)を同表の備考２(17)(チ)に、同表の備考２(17)(ネ)を同表の備考２(17)(ナ)に、同表の備考２(17)(ノ)を同表の備考２(17)(ネ)に、同表の備考２(17)(ハ)を同表の備考２(17)(ノ)に、同表の備考２(17)(ヒ)を同表の備考２(17)(ハ)に、同表の備考２(17)(フ)を同表の備考２(17)(ヒ)に、同表の備考２(17)(ヘ)中「第190条第２号ホに規定する基礎控除の額に相当する金額が48万円以外である場合又は当該金額がない」を「第190条（租税特別措置法第41条の16の２第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下(二)において同じ。）の規定の適用がある」に、「その」を「法第190条第２号ヘに規定する」に改め、同表の備考２(17)(ヘ)を同表の備考２(17)(ニ)に、同表の備考２(17)(ホ)の次に次のように加える。

(ヘ)　特定親族特別控除の額に相当する金額（法第190条第２号ホに規定する特定親族特別控除の額に相当する金額をいう。以下(ヘ)において同じ。）がある場合　同号ホに規定する特定親族に係る各人別の特定親族特別控除の額に相当する金額及び同号ホに規定する合計所得金額又はその見積額

別表第六(一)の表の備考２(17)を同表の備考２(18)に、同表の備考２(16)中「控除対象扶養親族」」を「控除対象扶養親族等」」に、「控除対象扶養親族の」を「控除対象扶養親族、法第84条の２第１項に規定する特定親族（以下(17)において「特定親族」という。）又は源泉控除対象親族の」に、「控除対象扶養親族が」を「控除対象扶養親族、特定親族又は源泉控除対象親族が」に、「控除対象扶養親族に」を「控除対象扶養親族、特定親族又は源泉控除対象親族に」に改め、同表の備考２(16)を同表の備考２(17)に、同表の備考２(15)中「(15)に」を「(16)に」に改め、同表の備考２(15)を同表の備考２(16)に、同表の備考２(14)を同表の備考２(15)に、同表の備考２(13)中「、その」を「その」に、「それぞれ記載すること」を「それぞれ記載することとし、租税特別措置法第41条の15の５第１項の規定の適用がある場合には、「摘要」の欄にその旨を記載すること」に改め、同表の備考２(13)を同表の備考２(14)に、同表の備考２(12)を同表の備考２(13)に、同表の備考２(11)の次に次のように加える。

(12)　「特定親族特別控除の額」の項には、法第190条第２号の規定によりその年分の給与所得控除後の給与等の金額から控除した同号ホに規定する特定親族特別控除の額に相当する金額の合計額を記載すること。

別表第六(一)の表の備考３中「第93条第１項第11号」を「第93条第１項第12号」に改める。

別表第六(二)の表中

| 区　分 |
| --- |
| 法第201条第１項第１号適用分 |
| 法第201条第１項第２号適用分 |
| 法第201条第３項適用分 |

を

| 区　分 | 番号 |
| --- | --- |
| 法第201条第１項第１号適用分 | |
| 法第201条第１項第２号適用分 | |
| 法第201条第３項適用分 | |

に改め、同表の備考２(8)中「(2)及び(3)」を「(3)及び(4)」に改め、同表の備考２(8)を同表の備考２(9)とし、同表の備考２(7)を同表の備考２(8)とし、同表の備考２(6)を同表の備考２(7)とし、同表の備考２(5)(イ)及び(ロ)中「掲げる」を「定める」に改め、同表の備考２(5)を同表の備考２(6)とし、同表の備考２(2)から(4)までを同表の備考２(3)から(5)までとし、同表の備考２(1)の次に次のように加える。

(2)　「番号」の項には、次に掲げる場合に該当するときは、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める番号を記載すること。この場合において、(ホ)から(ト)までに掲げる場合に該当するときは、これらの規定に規定する経済的利益の価額を「摘要」の欄に記載すること。

(イ)　その退職手当等が、法第31条の規定により退職手当等とみなされる一時金に該当する場合（(ロ)に掲げる場合を除く。）　1

(ロ)　その退職手当等が、令第72条第３項第７号に掲げる一時金に該当する場合　2

(ハ)　その退職手当等が、令第84条第１項に規定する特定譲渡制限付株式又は承継譲渡制限付株式の同項に規定する譲渡についての制限が解除されたことにより受けた経済的利益に該当する場合（(ホ)及び(ト)に掲げる場合を除く。）　3

(ニ)　その退職手当等が、発行法人から与えられた令第84条第３項の規定が適用される同項各号に掲げる権利の行使による同条第２項に規定する株式の取得に係る経済的利益に該当する場合（(ハ)及び(ト)に掲げる場合を除く。）　4

(ホ)　その退職手当等の支払金額の総額が、(イ)から(ニ)までに規定する退職手当等のいずれにも該当しない退職手当等（(ハ)及び(ト)において「一般的退職手当等」という。）の支払金額及び(ハ)に規定する経済的利益の価額に相当する金額から成る場合　5

(ヘ)　その退職手当等の支払金額の総額が、一般的退職手当等の支払金額及び(ニ)に規定する経済的利益の価額に相当する金額から成る場合　6

(ト)　その退職手当等の支払金額の総額が、一般的退職手当等の支払金額、(ハ)に規定する経済的利益の価額に相当する金額及び(ニ)に規定する経済的利益の価額に相当する金額から成る場合　7